

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年6月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900001号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900005号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年4月1日から昭和49年3月1日まで  
② 昭和50年4月1日から昭和54年9月22日まで

請求期間①はA事業所、請求期間②はB事業所でD職として勤務していた期間であるが、標準報酬月額について、当時の給与額より低く記録されている。

請求期間①の給与額は10万円から11万2,000円程度、請求期間②の給与額は13万円から16万円程度であったと思うので、請求期間①及び②の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、B事業所は、「当時の資料が無いため、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は、先輩であった同職種の同僚二人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、当該同僚二人の被保険者期間中の標準報酬月額は、請求者の主張する給与額に相当する標準報酬月額を大幅に下回っているほか、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求者と同じ昭和47年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性121人について、標準報酬月額の推移を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚二人のほか、上述の121人のうち、請求者と同様、当該事業所において、昭和47年4月に20歳で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、生存及び所在が確認できた複数の者に照会したが、請求者の主張を裏付ける具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者の当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額は一致している上、同名簿において、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

請求期間②について、C事業所から提出された退職者歴史台帳に記載されている請求者の標

準報酬月額、同事業所に係る被保険者名簿において確認できる請求者の標準報酬月額と一致している。

また、請求者は、同職種の同僚 10 人の名前を挙げているところ、このうち、個人が特定できた 9 人について、当該事業所における標準報酬月額の推移を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらない。

さらに、上述の同僚 9 人のうち生存及び所在が確認できた 7 人に照会し、全員から回答を得られたものの、請求者の主張を裏付ける具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者の当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額は一致している上、同名簿において、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。